

委託業務処理要領

委託業務の処理に当たっては、委託契約書によるほか、この委託業務処理要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、業務を処理しなければならない。また、現場の状況に応じ軽微な部分は、本書に記載されていない事項であっても、委託者が必要と認めた作業は、協議の上、実施する。

1 除排雪対象等

- (1) 所在
砂川市吉野2条南4丁目1条1番 北海道砂川高等学校
- (2) 除排雪の範囲
北海道砂川高等学校学校校舎敷地内のうち、別添図面で示す箇所

2 業務内容

次に定める作業基準により、業務を処理するものとする。

- (1) 除雪作業
業務担当員からの指示がある場合を除き、午前4時の時点で積雪が概ね15cm以上ある場合、又は午前4時の時点での降雪状況から午前7時30分までに15cm以上の積雪が予想される場合に、歩行者の通行及び車両の駐車等に支障のない状態に除雪すること。なお、除雪の作業は、原則として午前4時以降に除雪を開始し、午前7時30分まで完了すること。ただし、作業時間が延長となる場合は、事故防止のため、原則として午前7時30分から午前8時30分までの間は行わないものとする。
- (2) 集雪場所
別添図面で示す箇所又は業務担当員が指示する場所とする。
- (3) 排雪作業
必要に応じ業務担当員の指示に基づき実施する。排雪に伴う雪捨て場所は、砂川市指定の最寄りの雪たい積場又は業務担当員の指示する場所とする。

3 機械の仕様及び規格等

- (1) 本業務に使用する機械は、一切受託者の負担とし、最初の業務の実施前に、使用除排雪機械一覧表（別記第1号様式）、車検証の写し、自動車損害賠償責任保険証明書等の写し、任意自動車損害賠償保険証書の写し、賃貸借契約書の写し等を提出し、業務担当員の確認を受けること。なお、使用除（排）雪機械一覧表に記載されていない機械の使用は認めないこととする。また、タコグラフ装置が搭載されている車両については、タコグラフチャートを使用し、北海道砂川高等学校分として専用を使用すること。
- (2) 排雪作業時には、原則トラックに側板を搭載すること。ただし、使用する側板は右80cm、左60cm以内であることとする。
- (3) 業務に使用する機械、仕様（容量）及び従業員に必要な免許は、次のとおりとする。

名称	仕様（容量）	従業員に必要な免許
除雪ドーザ	ホイール型11t級以上マルチプラウ	大型特殊免許及び労働安全衛生法に基づく技能講習修了又は同等以上の資格
除雪ドーザ	ホイール型11t級以上バケット2.1m ³ 以上	同上
ダンプトラック	10t以上（最大積載量8t以上）	大型運転免許

- (4) 受託者は、次の保険金額以上の任意自動車損害賠償保険契約を締結しなければならない。
ア 対人賠償：無制限
イ 対物賠償：5,000千円以上
- (5) 最初の業務の実施前に従業員名簿（別記第2号様式）と運転免許証等の写しを提出し、業務担当員の確認を受けること。

4 業務の報告

業務を実施したときは、除排雪業務実施報告書（別記第3号様式）とタコグラフチャート（北海道砂川高等学校専用分）を提出し、業務担当員の確認を受けること。ただし、タコグラフチャートを提出できない場合は、業務担当員の指示する方法で業務実施の確認を受けること。

5 安全の確保

業務の処理に当たっては、除雪範囲を示すポール等に注意し、敷地内の建物、縁石、マンホール等の工作物等を損傷させないよう留意すること。また、フェンスには雪を押しつけないこと。なお、施設等を破損した場合にあっては、業務担当員の指示により修理等を行うこと。業務中の事故防止については十分留意し、万一事故が生じた場合はただちに業務担当員に報告し、その指示を受けること。

6 その他

- (1) 受託者はあらかじめ対象箇所の確認を十分に行い、施設の破損防止及び除雪の作業効率を確保すること。
- (2) 各業務実施中は、従業員に身分証明書等を常時携帯させるものとし、委託者から提示を求められた場合は、身分証明書等を提示すること。
- (3) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。